

居宅介護支援事業所後楽荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人天寿会が開設する居宅介護支援事業所後楽荘（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うとともに市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、呉市焼山町字打田 623 番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 2名（常勤専従 1名、常勤兼務 1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム・MD S/H C方式等

(3) サービス担当者会議の開催場所 ご利用者の自宅等

(4) 介護支援専門員の居宅の訪問頻度は一ヶ月に1回以上とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成・変更及び利用者とサービス提供担当者へのケアプランの交付
- (2) ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）を行うため、1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し面接した上で、一月に1回結果を記録する。
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (4) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援の提供をした場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に記名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、呉市の民生委員連絡協議会区域1区から21区までの区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のために従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 全国・広島県社会福祉協議会の開催する研修会
 - (2) 呉市介護支援専門員連絡協議会の開催する各種行事及び研修会
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持するものとし、退職後も同様とする。
- 3 この規定に定める事項の外、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人天寿会と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。